

第4章 騒音・振動対策

第1節 工場・事業場及び建設作業の騒音・振動対策

第1 法律、条例に基づく規制

工場・事業場に係る規制については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）により、工業専用地域、飛行場の敷地及び工業用の埋立地を除く区域を規制地域とし、騒音規制法にあっては、圧延機械等30種類、振動規制法にあっては、機械プレス等20種類の特定施設を有する工場・事業場から発生する騒音及び振動をそれぞれ規制の対象としている。また、府公害防止条例では、工場・事業場から発生する騒音・振動を規制の対象とし、これらの対象となる工場・事業場の敷地境界線における排出基準の遵守を義務付けている。

また、特定建設作業に係る規制については、騒音規制法にあってはくい打機、くい抜機等を使用する作業を始め5種類の作業、振動規制法にあっては4種類の作業から発生する騒音及び振動をそれぞれ規制の対象としている。また、府公害防止条例では、このほかブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業等を含め、騒音に係るものにあっては、8種類の作業、振動に係るものにあっては、5種類の作業から発生する騒音及び振動を規制の対象とし、これらを使用する特定建設作業について規制基準、時間制限等の遵守を義務付けている。

なお、騒音規制法、振動規制法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場及び特定建設作業に係る騒音・振動の規制事務は、すべて市町村長に委任されている。

第2 特定施設等の届出状況

昭和55年度において市町村が受理した騒音規制法、振動規制法及び府公害防止条例に基づく特定(届出)施設の設置等の届出及び特定建設作業の実施の届出の状況は表3-4-1及び表3-4-2のとおりである。

表3-4-1 法律及び府公害防止条例に基づく特定(届出)施設の届出状況

(昭和55年度)

届出の種類	根拠法令	騒音規制法	振動規制法	府公害防止条例	
				騒音	振動
設置	365 件	233 件	644 件	310 件	
使用	87	116	96	59	
施設数変更	58	107	70	84	
騒音又は振動の防止方法変更	7	4	4	3	
使用方法変更	—	5	—	—	
氏名等変更	173	130	178	153	
使用全廃(使用廃止)	51	32	52	20	
承継	17	8	24	19	
合計	758	635	1,068	648	

表3-4-2 法律及び府公害防止条例に基づく特定建設作業の実施の届出状況

(昭和55年度)

建設作業の種類		届出件数
騒音規制法	くい打機等を使用する作業	681 件
	びょう打機を使用する作業	0
	さく岩機を使用する作業	3,759
	空気圧縮機を使用する作業	240
	コンクリートプラント等を設けて行う作業	16
振動規制法	くい打機等を使用する作業	925
	鋼球を使用する破壊作業	6
	舗装版破碎機を使用する作業	33
	ブレーカーを使用する作業	1,291
府公害条例	ブルドーザー、ショベル系掘削機械等を使用する作業	11,763
	コンクリートカッターを使用する作業	466
	鋼球を使用する破壊作業	6
	合計	19,186

第3 検査指導状況

騒音規制法、振動規制法及び府公害防止条例に基づく規制権限はすべて市町村長に委任されているので、府としては市町村における規制事務の円滑な実施に配慮し、

市町村の関係職員に対する実地指導を始め、騒音・振動防止技術等に関する研修会の開催等の措置を講じた。

また、近年、特にスナック等におけるいわゆる「カラオケ騒音」が大きな社会問題となってきているが、府では、その対策として、昭和53年度からリーフレットの作成、配布を始め各種の広報手段により、飲食店営業者等の自覚を呼びかけるとともに、市町村及び公安委員会など関係機関と緊密な連携を保ちながら、カラオケ騒音に係る規制指導の強化を図っている。

第2節 鉄軌道騒音・振動対策

第1 新幹線鉄道騒音・振動対策

1 騒音防止措置

新幹線鉄道沿線地域における騒音対策として、国鉄では「新幹線鉄道騒音に係る緊急対策」（昭和47年12月20日付け環大特第68号運輸大臣あて環境庁長官勧告）、「新幹線鉄道騒音対策要綱」（昭和51年3月5日閣議了解）等の基本的な方針に基づいて、防音壁の設置、無道床鉄桁橋りょう防音工事、騒音レベルが85ホン以上の地域に所在する住宅等に対する防音工事等を実施してきたが、更に昭和51年12月、「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」を定め、騒音レベルが80ホン以上の地域に所在する住宅等に対する防音工事あるいは移転工事の助成等を、府及び市町村と協議のうえ昭和53年度から実施している。

2 振動防止措置

振動防止対策については中央公害対策審議会の答申「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について当面の措置を講ずる場合のるべき指針について」（昭和48年11月30日諮詢、昭和51年3月6日答申）に基づき、環境庁長官から運輸大臣に対して「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年3月12日付け環大特第32号）の勧告が行われ、国鉄ではこの趣旨に沿って1の処理要綱を定め、振動レベルが70dBを超える地域に所在する住宅等について防振工事あるいは移転工事の助成を行うこととしている。

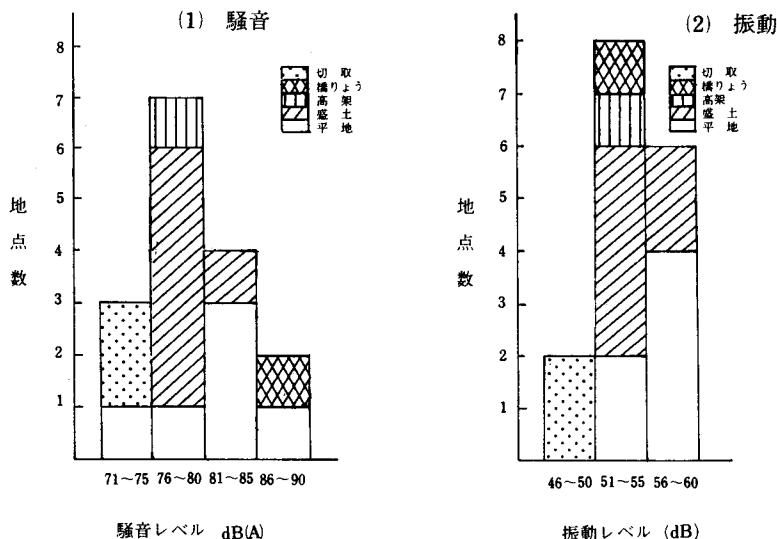
第2 一般鉄軌道騒音・振動対策

一般鉄軌道の騒音・振動問題については、昭和51年12月、府公害対策審議会において、同審議会の騒音・振動分科会に「鉄軌道振動対策に関する基本的考え方について」の調査検討が付託されており、同分科会では、鉄軌道公害の実態は握や資料の収集などを行い、鋭意調査検討が進められているところである。

一方、府では昭和55年度において鉄軌道騒音・振動実態調査を実施したが、その結果、25メートル地点における騒音レベルは、72~88ポンで、振動レベルは、46~59 dBの範囲であった。なお、図3-4-1は、線路構造別の頻度分布を示したものである。

線路の構造別では、切取構造の場合、他の構造に比べ、騒音レベル及び振動レベルが小さかった(図3-4-2及び図3-4-3)。

図3-4-1 鉄軌道の騒音レベル及び振動レベルの頻度分布



(注) 1 測定地点は、測定側に最も近い軌道中心から線路直角方向に25m離れた地点である。

2 騒音レベルは、連続する8~28本の列車の騒音レベルの上位半数をパワー平均したものである。

3 振動レベルは、連続する8~32本の列車の振動レベルの上位半数を算術平均したものである。

図3-4-2 線路構造別騒音レベルの比較（25m地点）

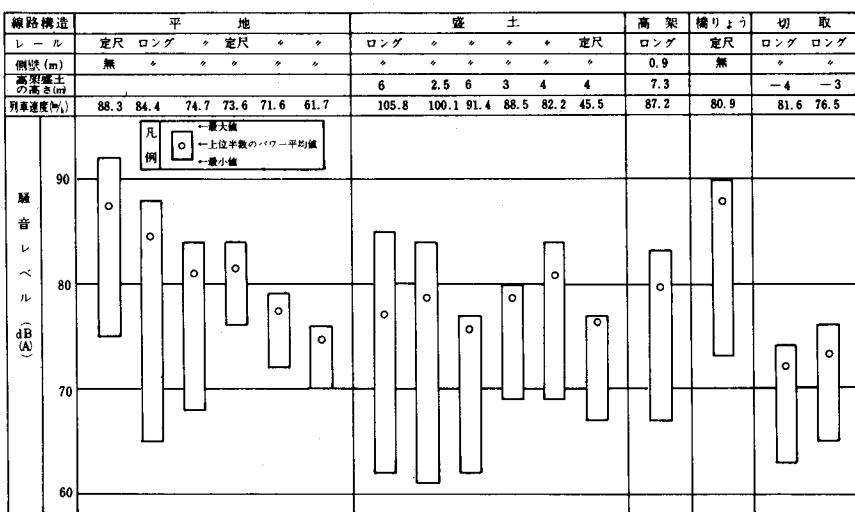
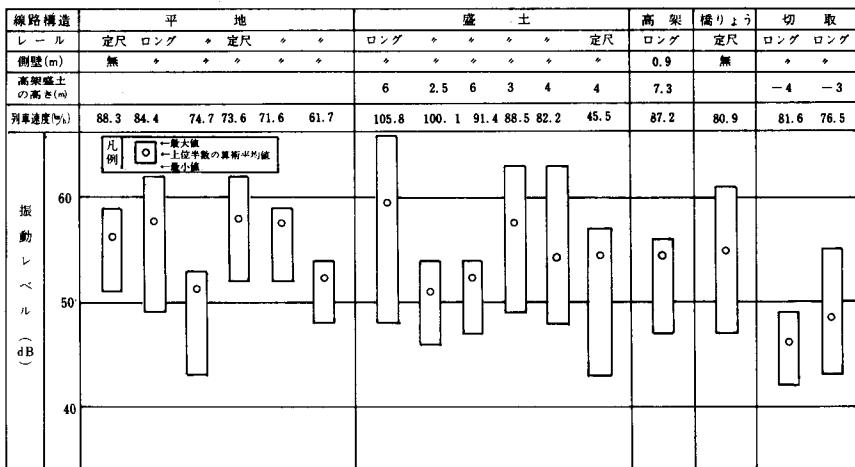


図3-4-3 線路構造別振動レベルの比較（25m地点）



第3節 航空機宣伝放送の騒音対策

航空機による商業宣伝放送は、府公害防止条例により拡声機の使用時間、旋回回数、音量等について規制しているが、これの徹底を図るため関係業者に対して指導を行った結果、関係業者間の申し合わせにより次のような商業宣伝放送の自粛が行われている。

- ①放送開始時間を午前9時から午前10時に繰り下げる（昭和48年1月4日から実施）
- ②日曜、祝日の放送を全面的に中止する（昭和48年12月31日から実施）
- ③枚方市、守口市、交野市、寝屋川市、門真市、大東市、四条畷市の7市の上空では、土曜日の午前中は放送を実施しない（昭和50年12月1日から実施）
- ④大阪市（東淀川区、淀川区、西淀川区）、高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町の上空では、土曜日の午前中は放送を実施しない（昭和52年3月20日から実施）
- ⑤拡声機に加えられる入力が、府公害防止条例施行規則に定める最大入力を上回ることのないよう自動的に制限される装置を設置する（昭和52年8月19日から実施）。

なお、昭和55年度における航空機による宣伝放送の状況は総数13,850回（前年度は14,307回）であった。

第4節 生活騒音対策等

生活騒音の問題は、社会共同生活に常に随伴する性質のものであり、その防止については住民相互のモラルに待つところが大きいので、府において、昭和51年度には、「クーラー騒音に注意しましょう」、52年度には「生活騒音を防ぐために」、53年度には「飲食店営業のみなさんへ」、また、54・55年度には「生活騒音の防止を！」と題するリーフレットを作成し、府民センター、保健所及び市町村等を通じ、府民等に対し広く生活騒音防止の啓発を図っている。

また、低周波空気振動問題については、学術的な解明も十分でない実情であり、国においても調査研究が進められているので、本府としても各種データの集積及び実態は握に努めている。